

生駒市宅地等開発行為に関する道路築造技術基準

生駒市内で宅地開発等開発行為により道路を築造する場合、「奈良県開発許可制度等に関する審査基準集（技術基準編）」（以下「県基準」という）に定めるほか、生駒市宅地開発等開発行為に関する道路築造基準（以下「本道路築造基準」という）に基づき築造するものとする。

1 道路接続基準

開発区域内の主要な道路と開発区域外の道路との接続にあたっては、政令第25条各号に定めるものの他、県基準に定める幅員以上の公道（国、県、市道）に接続されていること。

2 道路幅員

開発区域内の設置する道路幅員については、県基準に定めるものの他、開発の規模、目的等を考慮し必要に応じて次の幅員の道路を配置すること。

開発面積 種類		1 ha 以上 3 ha 未満	3 ha 以上 20ha 未満	20ha 以上 100ha 未満	100ha 以上
住 宅 開 発	補助幹線	6.0m以上	6.0m～9.0m	9.0m～12.0m	
	幹 線	9.0m～12.0m		12.0m以上	
その他 の開発	補助幹線	9.0m以上			12.0m以上
	幹 線	12.0m以上			

3 道路の構造

道路の構造については省令第24条（道路に関する技術的細目）及び県基準に定めるものの他、次のとおりとする。

- ① 道路には雨水等を有効に排出するために必要な側溝、街渠等設けるとともに、集水枳等設置し直近の下水道施設等に接続放流すること。側溝、街渠等の構造については別図1のとおりとする。また、同等の強度を要する二次製品の使用も可能とする。この場合、詳細については協議するものとする。なお下水道施設への接続等詳細については下水道担当課と協議すること。
- ② 道路側溝にグレーチング蓋を設ける場合、ボルト締めとすること。ただし管の

接合点などの柵部、および管理用点検口についてはこの限りではない。また道路縦断勾配が6%以上となる箇所において、側溝蓋を設置する場合は滑り止め加工を施したものを使用すること。コンクリート製蓋を使用する場合は、音なり防止策を講じること。

- ③ 縦断勾配が6%以上となる区間の道路側溝にコンクリート蓋を設置する場合は、ずれ止め防止のため、概ね10m毎に長さ15cm程度のスラブを設けること。
- ④ U型側溝にコンクリート製蓋を設置する場合は、管理点検及び路面排水の流入を考慮し、側溝の屈曲部及び直線区間の5～6m毎にグレーチング蓋を設置すること。
- ⑤ 横断側溝蓋はすべてグレーチング蓋ボルト締めとし、道路の縦断勾配が6%以上となる箇所については滑り止め加工を施したものとする。
- ⑥ 道路の縦断勾配については9%以下とし、地形等によりやむを得ないと認められるときは次のとおりとする。

縦断勾配の範囲	縦断勾配の最長長さ
9%を超え10%以下	100m以下とする
10%を超え12%以下	50m以下とする

- ⑦ 路面はアスファルト舗装仕上げを標準とする。地形等やむを得ず縦断勾配が6%以上となる場合又は現道とのすりつけの関係から急勾配となる場合は、滑りにくい仕上げとすること。舗装構造は「舗装設計施工指針」に基づくものとし、その詳細は協議すること。
- ⑧ 道路は公道から公道へ接続を原則とする。やむを得ず袋路状となる場合は省令第24条第5項のただし書き及び県基準に基づくものとする。袋状道路の幅員が6.0m以上でかつ終端に直径8.0m以上円に外接する回転広場が設けられる場合（[審査基準2]、（2）袋路状道路、イの場合）公道から回転広場までの道路の距離は50m程度を限度とする。
- ⑨ 袋路状道路に新たに道路を接続しようとする場合、新たに設ける道路の終端は

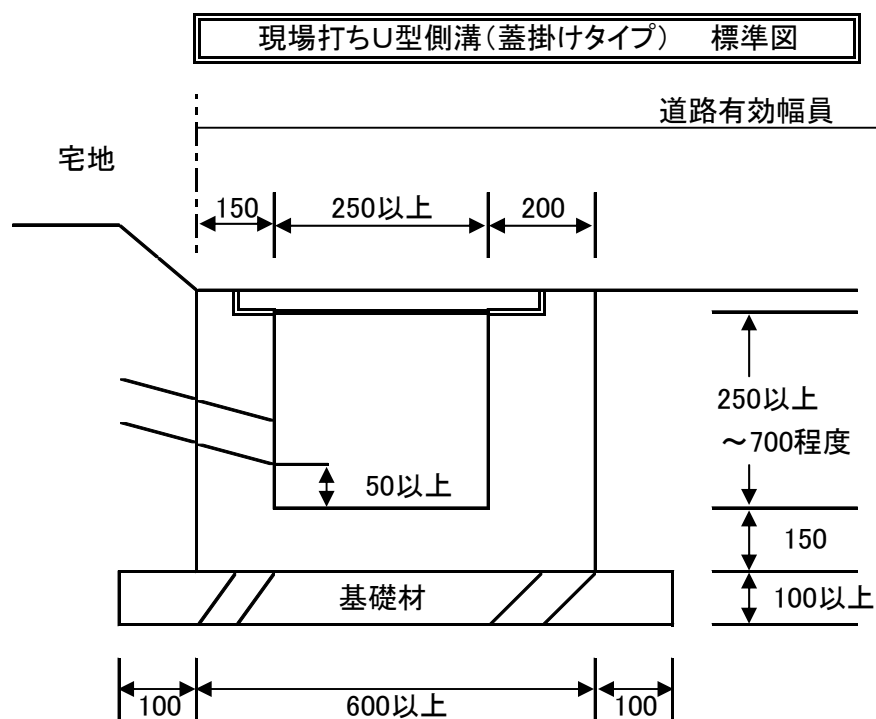
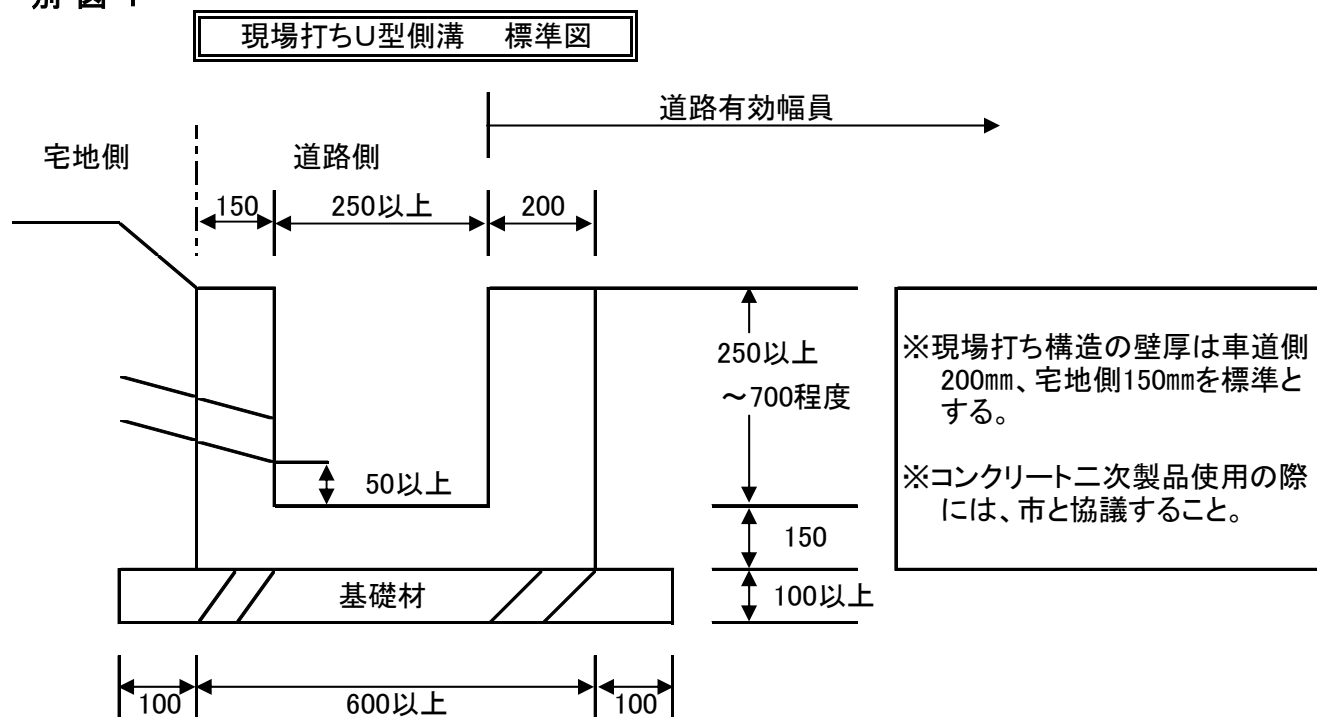
公道に接続するものとする。ただし地形等やむを得ない事由により公道に接続することができない場合は、県基準の袋路状道路に関する審査基準に準じるものとし、詳細については協議するものとする。

- ⑩ 道路がもっぱら歩行者の通行の用に供する場合においては、車いす等の利用が可能な斜路とする。ただし地形上やむを得ない場合は階段状とすることができる。幅員、勾配等道路構造については奈良県福祉のまちづくり条例の基準によるものとする。
- ⑪ 車道に歩道を併設する場合、歩道幅員は有効2.0m以上確保するとともにセミフラットタイプを標準とする。
- ⑫ 歩道等にグレーチング蓋を設置する場合は、細目タイプを使用すること。
- ⑬ 道路とその他の敷地との境界は、構造物、縁石等によって明確に区分すること。
- ⑭ 電柱の建て込み位置については、宅内とする。

4 施行

- ① 本基準は令和 5 年 4 月 1 日から施行する。
- ② 本基準の施行日の前日において、改正前の生駒市宅地等開発行為に関する道路築造技術基準の規定により協議中のものについては従前の例による。

別 図 1



蓋はT-20以上とし、グレーチング蓋を使用する場合において、ボルト締めタイプとし、縦断勾配が6%を超える場合は、滑り止め加工を施したものを使用すること。

